



若年がん患者の方のための 温存後生殖補助医療費助成のご案内

伊豆の国市では、がん治療等により温存後生殖補助医療をした方に対して、費用の一部を助成します。

静岡県の実施する静岡県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業（以下、県制度）との併用も可能です。

温存後生殖補助医療とは
妊孕性温存治療で凍結した検体を用いた生殖補助医療、又は妊孕性温存治療を受けた者が受ける生殖補助医療のこと。

1. 対象になる方

以下の①～⑤にすべてあてはまる方

- ①申請時において伊豆の国市民の方
- ②婚姻関係または内縁関係にある方
- ③指定医療機関で温存後生殖補助医療の治療を受け、治療開始日における妻の年齢が43歳未満の方
- ④夫婦いずれかが妊孕性温存治療を受けた場合であって、温存後生殖補助医療以外の治療法では妊娠の可能性がない場合又は極めて少ないと医師に診断された方
- ⑤申請を行う生殖補助医療について、他自治体から不妊治療費の助成を受けていない方

2. 対象となる治療と助成金額

温存後生殖補助医療に要する費用のうち、医療保険適応対象外の費用を助成します。

※入院費、入院時の食事、文書料等治療に直接関係のない費用や凍結保存の維持に係る費用は対象外。

対象となる治療	助成上限金額／1回当たり
凍結保存した胚を用いた生殖補助医療	10万円
凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円※1
凍結した卵巣組織の再移植後の生殖補助医療	30万円※1～4
凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円※1～4

※1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが卵が得られない、または状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円

※4 卵胞が発達しない、または排卵終了のため中止した場合及び卵胞準備中、体調不良等により中止した場合は対象外

3. 対象となる医療機関

別紙参照

4. 手続きの流れ

治療後に必要書類を添えて健康づくり課へ申請してください。書類の審査後、伊豆の国市から助成金をお支払いします。

申請期限：治療終了日（治療に係る支払日）の属する年度の末日

※年度の末日が土日祝日の場合にはその直前の平日まで

※事情があり、申請期限までの提出ができない場合には、申請期限が過ぎる前にご相談ください。

5. 申請時に必要な書類等

- ①若年がん患者妊孕性温存治療費等助成金交付申請書兼請求書（温存後生殖補助医療分）（様式第7号）
- ②若年がん患者妊孕性温存治療費等助成金交付申請に関する証明書（温存後生殖補助医療実施医療機関）（様式第8号）
- ③若年がん患者妊孕性温存治療費等助成に係る領収金額内訳証明書（温存後生殖補助医療実施医療機関の連携機関）（様式第9号）
- ④婚姻関係を確認できる書類（ただし、イトウは事実婚の場合のみ。）
 - ア. 両人の戸籍謄本
 - イ. 両人の住民票
 - ウ. 事実婚関係に関する申立書（温存後生殖補助医療分）（様式第2号）
- ⑤住民票の写し **注）発行から3ヶ月以内であり、マイナンバーの記載がないもの**
 - ※職員が住民基本台帳を閲覧することに同意する場合は省略可
 - ※対象になる方が未成年の場合、申請者との続柄を記載したもの
- ⑥振込を希望する口座の通帳等（金融機関名・支店名・口座番号が分かるもの）
- ⑦認め印 ※書類に不備があった場合に使用します。



～申請書類は以下の方法で手に入れることができます～

- ・健康づくり課窓口
- ・伊豆の国市ホームページよりダウンロード



6. 提出先・問合せ先

伊豆の国市役所 健康づくり課（韮山福祉・保健センター内） 平日 8:30～17:15

住所 伊豆の国市四日町302-1

電話 055-949-6820

郵送不可